

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール指定管理者公募に関する質問回答表

No.	関連	項目	質問事項	回答
1	業務仕様書	9頁 第25条 第2項「駐車場の利用料の徴収」	徴収期間、徴収時間について 徴収期間及び徴収時間については、第13条第3項を適用し、変更の協議をすることができますか。	芦屋町都市公園設置及び管理条例施行規則第3条に基づき、徴収期間及び徴収時間について、変更の協議をすることは可能です。
2	業務仕様書	11頁 第32条「会計処理の独立管理」	会計処理は独立した口座で管理するとありますが、海浜公園、レジャープールを分けてそれぞれの独立した口座で管理しても良いですか。 また、一つの口座で管理する場合、今回新たに業務となった「駐車場の利用料の徴収業務」及び「あしや砂像展会場運営業務」の会計処理もこの口座で管理するのですか。	海浜公園、レジャープールを分けてそれぞれの独立した口座で管理することは、可能です。 また、一つの口座で管理する場合における新たな業務の会計処理については、ご認識のとおりです。
3	提出書類 様式7号	「収支計画書」	業務仕様書第25条の「駐車場の利用料の徴収」及び第28条第2項(1)の「あしや砂像展会場運営業務」の収支は、その他の収入並びに係る経費を支出に計上するのですか。	ご認識のとおりです。
4	提出書類 様式10号	「実績調書」	当協会は、平成19年度より現在に至るまで、芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール以外の公園、プールの実績がありませんが、この実績調書の記入は、それぞれの契約期間ごとに記入するのですか。	契約期間に切れ目がない場合は、平成19年度～〇〇年度(最終年度)とし、併せて記載していただいて構いません。
5	提出書類 様式10号-3	「公園・プールに関する指定管理実績」	指定期間を記入するようになっていますが、この期間とは現在の契約期間又は、契約期間ごとに記入するのですか、平成19年から現在までの期間ですか。 また、直近3年間の収支を記載するようになっていますが、自主事業の収入、支出を含めるのですか。	期間の記入については、質問No.4と同様の考え方となります。 収入に関して、自主事業に係る収入・支出は除いて記載してください。